

ちゅうおう 消費者だより

- P1 子どもの身の回りに気をつけて!
P2~3 中央区消費生活相談の概要
P4 節電の夏、扇風機を使用する前に点検しましょう
LEDランプ

第 153 号
平成24年7月

編集発行
中央区
消費生活センター
☎03-3546-5332
ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>



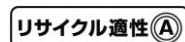
消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル ☎03-3543-0084

平日（月～金曜日）午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、
事故等についての相談を、専門の相談員がお受けしています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



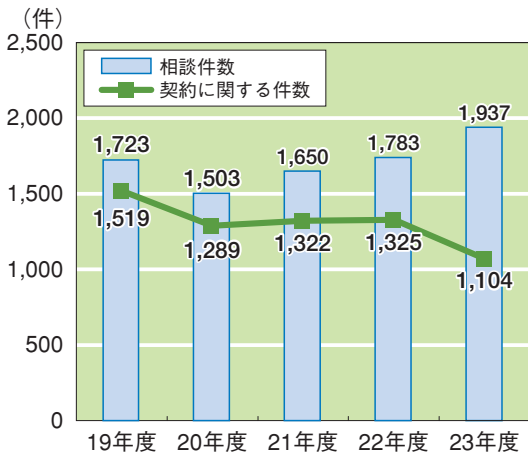
概要（平成23年度）

相談実績概要

中央区の消費生活センターに寄せられる相談は、不当請求や架空請求をはじめ、出会い系サイト、しつこい電話勧誘、劇場型の怪しい投資（複数の人間が共謀して、必要のない商品の社債や未公開株などを巧みに売りつけお金をだまし取る手口）などの悪質商法、インターネットショッピング、テレビショッピングなどの通信販売、多重債務問題など多種多様な内容になっています。

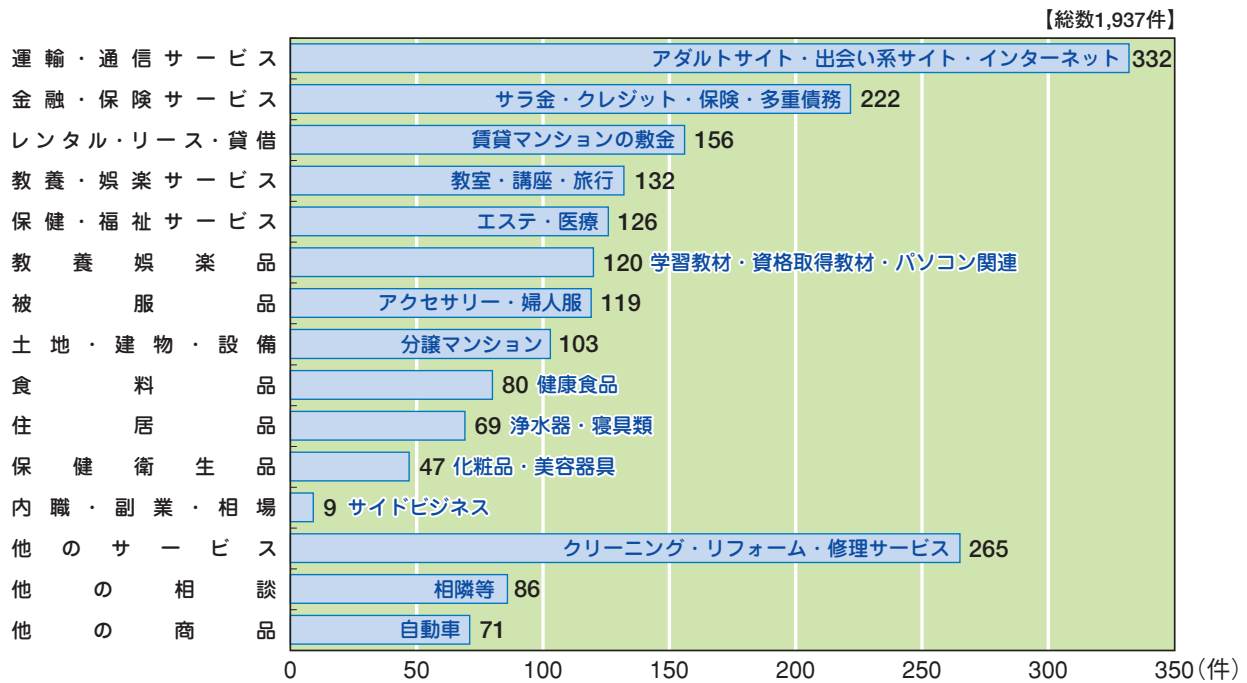
相談件数では、20年度を境に毎年増加しています。23年度は1,937件で前年度と比較して、154件、比率で8.6%増加しました。

年度別相談件数の推移



アダルトサイト・出会い系サイト等の相談が第1位

商品・役務（サービス）別相談件数

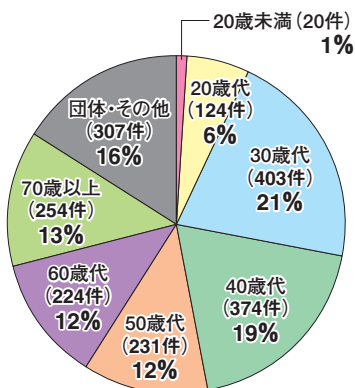


23年度はアダルトサイト・出会い系サイトなど運輸・通信サービスの相談件数が332件で全体の1位（17.1%）となっています。これはインターネットなどの普及により、携帯電話（スマートフォン）、モバイル端末、オンラインゲームなどの利用者が増加しました。生活が大変便利になった反面、利用者のトラブルも増えたと思われます。

2位の金融・保険サービスでは、サラ金（多重債務問題）に関する相談は減少しましたが、詐欺まがいの投資関連の相談が増加傾向にあります。

契約当事者の年代は？

契約当事者の年齢別割合



契約当事者の年代別では、30歳代と40歳代が他の年代に比べ若干多く、これらの年代を合わせると40%となっています。また、60歳代と70歳以上を合わせると25%を占めています。

被害を防ぐためには

インターネットの普及とスマートフォン利用者の増加により様々なトラブルが発生しています。また、高齢者の方をねらった悪質商法などの被害相談も相変わらず寄せられています。

消費者がトラブルにあわないためには、積極的に商品や契約の知識を身につけることが大切です。また、身近な家族や近隣の方々など周りの人の「声かけ」や「見守り」で被害に気づいたり、被害から身を守ることもつながります。

日常生活で商品や、サービスに関して「おかしいな」「困ったな」と感じたら、一人で悩まずに消費生活センターにお気軽に相談してください。専門の相談員がお話しをお聞きしています。

消費生活センター 相談窓口のご案内

相談の受付の内容

- 次のような日常生活を通じての苦情や相談を面談・電話でお受けしています。
- ① インターネット・通信関連トラブル
 - ② 金融・保険など
 - ③ 商品やサービスの契約トラブル
 - ④ くらしの中の事故や危険
 - ⑤ 食品の安全・生活知識など

相談場所

中央区役所1階 消費生活センター

消費生活相談専用ダイヤル

03(3543)0084

相談日時

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

午前9時から午後4時まで

対象者

区内に在住・在勤・在学の方

出張相談

毎月1回、両特別出張所へ出張して相談（面談）を行っています。お気軽にご相談ください。中央区消費生活センターの消費生活相談員がお受けします。

◎ 日本橋特別出張所

毎月第3火曜日

◎ 月島特別出張所

毎月第4金曜日

両出張所とも午後1時から午後4時まで（祝日・年末年始を除く）

◇ 出張相談窓口へ直接お越しください。事前の電話予約もできます。予約電話番号

03(3543)0084

	平成24年度 出張相談日	
	日本橋特別出張所	月島特別出張所
7月	17日	27日
8月	21日	24日
9月	18日	28日
10月	16日	26日
11月	20日	22日
12月	18日	28日
1月	15日	25日
2月	19日	22日
3月	19日	22日

訪問相談

区役所や特別出張所への外出が難しい方に、消費生活相談員がご自宅などへ訪問します。





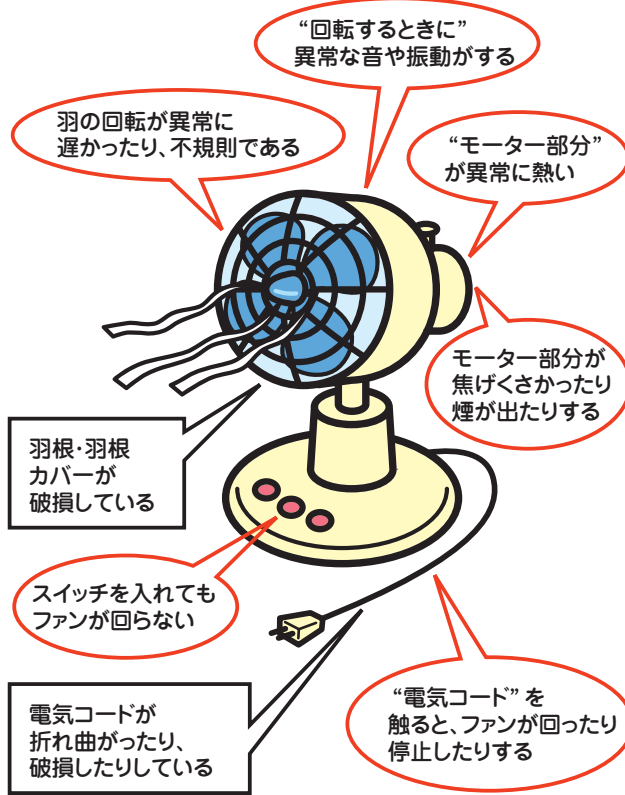
節電の夏、扇風機を使用する前に点検しましょう。

今夏も、電力供給の不足が懸念されています。節電には、エアコンの温度設定が大きく関わります。設定温度を1度上げただけで10%の節電ができます。昨年の夏は、エアコンの温度を控えめにして、扇風機を併用することで、室内の冷却効果を高めていました。その一方で、古い扇風機が発煙・発火する事故が報告されています。

今年も節電対策に扇風機を使うご家庭が増えると思われる。長年使用している扇風機は熱・湿気・ホコリなどにより部品が劣化し、発煙・発火しやすくなっているおそれがあります。使用前に点検・確認をして、安全に使いましょう。

扇風機について確認・注意をするポイント

【黒の角枠は使用前の確認事項、赤の丸枠は使用中の注意事項】



8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です!

アース線
漏電した電気を大地に逃がし、感電等の危険を防いでくれます

感電防止のためにアース線を取付けましょう!

ぼくは安全エレちゃん

関東電気保安協会
<http://www.kdh.or.jp/>

LEDランプが平成24年7月から
PSE法の規制対象に!

LED電球は消費電力が少なく寿命が長いことで白熱電球の照明器具に代わり急速に広まる一方で、不良品による事故が発生しています。このことから、今回LEDランプおよびLED電灯器具(防爆型は除く)が、電気用品安全法(PSE法)の規制対象になりました。

PSE法: 電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした法律。国が定める技術基準に適合した電気用品に「PSEマーク」が表示されます。このマークがない製品は、国内では販売できません。